



「はたらく」をつくる。みんなでつくる
労働者協同組合法

「労働者協同組合法」大阪府セミナー

労働者協同組合法の概要とポイント

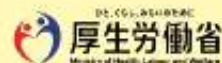
日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会

古村伸宏

「はたらく」をつくる。みんなでつくる

労働者 協同組 合法 って？

2022年10月1日「労働者協同組合法」が施行されます。



労働者協同組合法ってなに、
どうつくる、地域づくりを仕事にしたい、
等なんでもご相談ください。

労働者協同組合法 相談窓口

相談内容（法令関係、定款の作成、会計処理、税制関係等）

電話対応 0120-237-297

令和4年6月開所 土日祝日年末年始を除く 9:00 - 17:00

全国7か所（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡）で
フォーラムを開催します。

詳しくは専用サイトをご覧ください。

特設サイト
知りたい！労働者協同組合法



知りたい！労働者協同組合法

厚生労働省 web サイト
都道府県窓口一覧



厚生労働省 労働者協同組合法



2022年10月1日

持続可能で活力ある地域づくりのための

「労働者協同組合法」、いよいよ施行！



- 全党・全会派の参加・賛同による「議員立法」
- 約40年の実践・事実から構想され実現した「市民立法」
- 共益と公益を両立させる42年ぶりの「協同組合法」

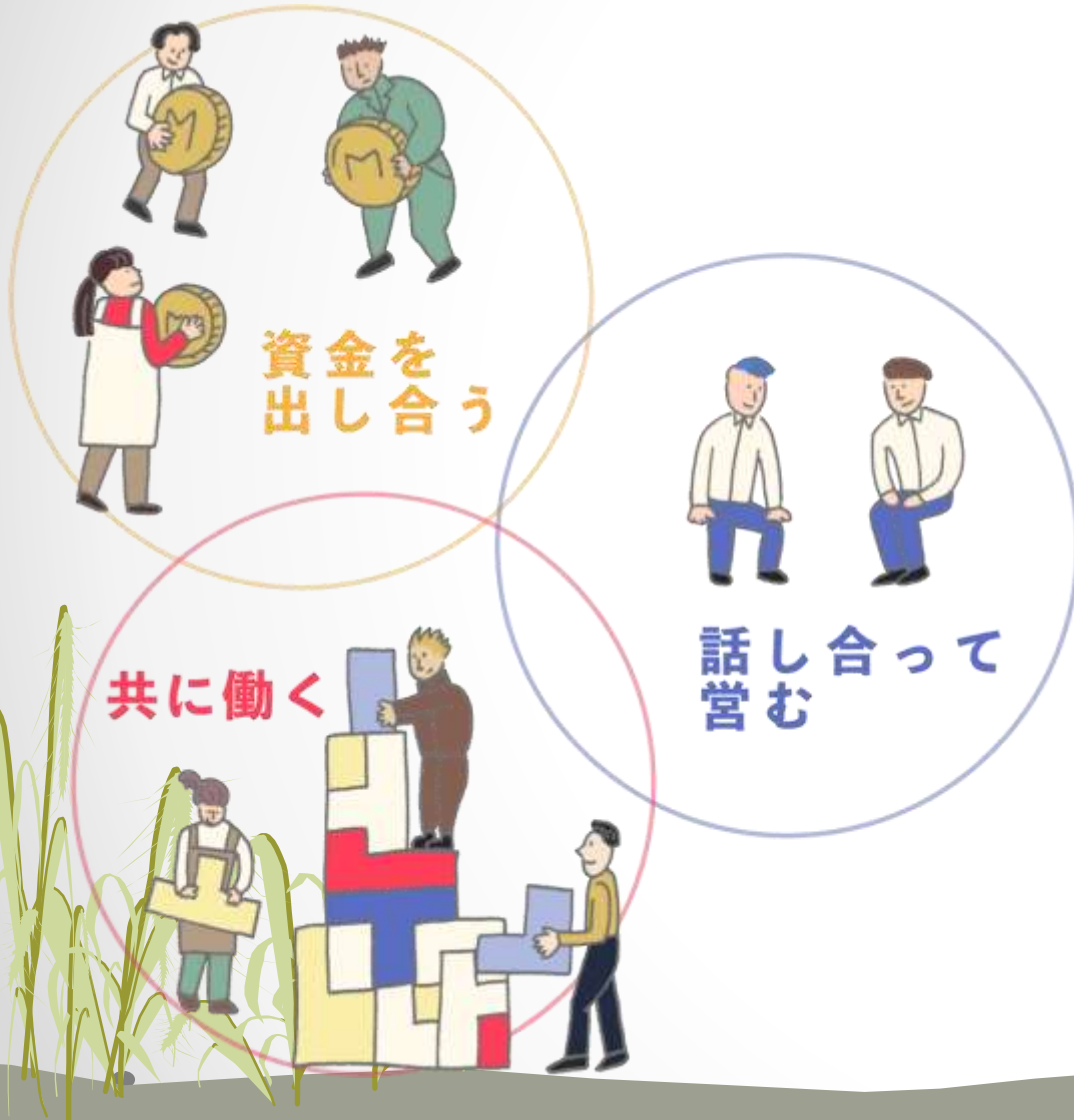
- 背景・・・「ワークライフバランス」「ディーセントワーク」が不十分な現状
- 基本原理・・・「出資」「意見反映」「従事」
- 目的・・・「多様な就労機会の開発」「多様な地域ニーズに即した仕事づくり」
「持続可能で活力ある地域社会の実現」
- 一人ひとりの主体的な労働を協同化する 自治と民主主義を育む労働

労働者協同組合法が生まれる経過



- ◎約50年に及ぶ「協同労働」の実践の事実(ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性起業・・・)
- ◎950を超える地方議会での法律の早期制定決議
- ◎協同組合(日本協同組合連携機構:JCA)や労働者福祉央協議会(労働組合・生協、こくみん共済コープ、労働金庫、ワーカーズコープなどの協同組合事業団体などで構成)などの賛同と支援
- ◎与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム(WT)の10数度にわたる実務者会議で、当事者団体である日本労働者協同組合連合会とワーカーズ・コレクティブネットワークジャパンの意見を丁寧に聴取し、実態に即した法案作成を“共同作業”として行った
- ◎超党派「協同組合振興研究議員連盟」やWTの国会議員、厚生労働省などの官僚による、ワーカーズコープの現場視察が行われ、組合員の声と姿に直接触れ、職場で主体的・協同的に働く姿を体感し、法制化の必要が強く確信された
- ◎あらゆる批判に応えられる水準の法案作成
- ◎様々な人と思いが組み合わさり、時空を超えてつながり、奇跡のような立法化を実現

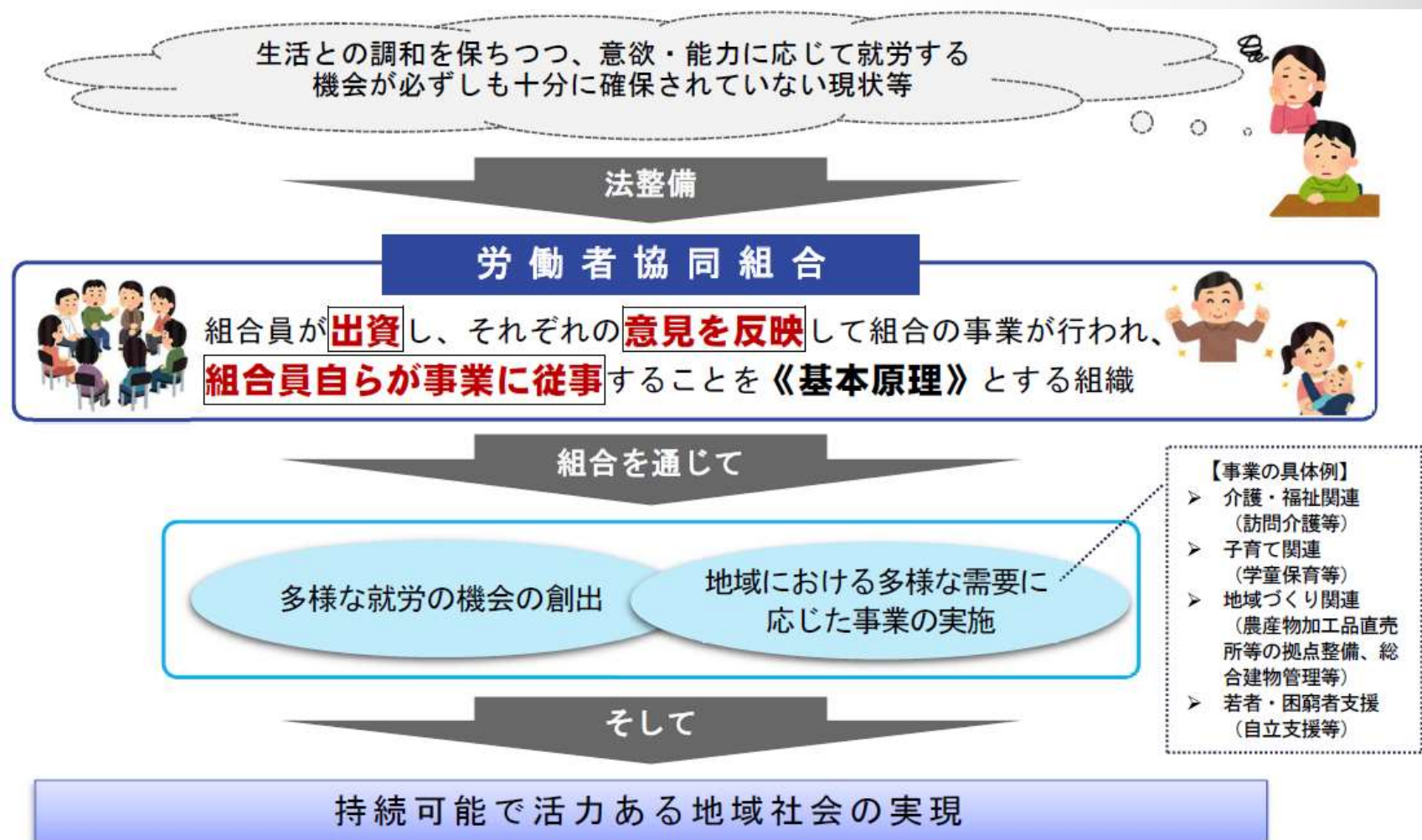
労働者協同組合の主な特色



- 1.労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能
地域における多様な需要に応じた事業を実施
ただし、許認可等が必要な事業はその規制を受ける
- 2.設立は3人以上の発起人が必要
行政庁による許認可等は不要(準則主義)
法律に定めた要件を満し登記をすれば法人格付与
- 3.組合と組合員は労働契約を締結(労働法適用)
- 4.出資配当は不可
組合員が事業に従事した程度に応じて配当可
- 5.都道府県知事による監督

労働者協同組合法 第一条(目的)

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。



労働者協同組合 基本原理



基本原理

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

資金を出し合う

組合員には出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を回ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。

共にはたらく

組合員には、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護等の家庭の事情等で一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。

話し合って営む

組合員は、一人一票の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

基本原理

「出資」
一人一票

「意見反映」
話し合い、合意形成

「従事」
ともに働く

基本原理の要としての「意見反映」



■特別に重視された「意見反映」原理

- ①**定款**において「**どのように意見反映を行うか**」を**明記**する必要がある
組合員の意見を反映させる方策についての規定(第29条 定款記載事項)
- ②**総会**において、理事は「**どのように意見反映を行ったか**」を**報告**する義務を負う
理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させるための方策の実施の状況及びその結果を、通常総会に報告しなければならない。(第66条 総会への報告)
- ③組織運営のあらゆる場面において「**意見表明**」できる**環境**が問われる。しかしこれは、しくみや場だけでは完全に保障できない。必要なのは「**信頼関係**」
- ④「話し合い」は物事を決定するだけでなく、参加者の思いや課題・可能性を見出し、引き出し、発見する
営みであり、その結果**折り合い(居り合い)**を深めていくこと
- ⑤**決定はいつも仮説**にすぎない、採用されなかった意見も種としてその場に根づき、未来に芽吹く可能性を持つ

定款への記載事項



●組合の組織や業務運営の基本的規則である定款には、会社や他の協同組合と共通する事項のほか、労働者協同組合法に特徴的な事項の記載も求められている

・定款に記載することが義務付けられている15の事項

◎組合に関する事項(①事業、②名称、③事業を行う区域、④事務所の所在地)

◎組合員に関する事項(⑤組合員たる資格、⑥加入・脱退、⑦出資一口額と払込み)

◎会計に関する事項(⑧剰余金の処理、⑨準備金の額・積立方法、⑩就労創出等積立金、⑪教育繰越金)

◎その他の管理事項(⑫組合員の意見を反映させる方策、⑬役員の数及びその選挙・選任、⑭事業年度、⑮広告方法)

・特徴的な記載事項

◎「事業を行う都道府県の区域」

持続可能で活力ある地域社会の実現に資するという目的を持つことを踏まえ、その活動する区域を明らかにする都道府県は一つに限定されるものではなく、仮に全国で活動する組合であれば、全ての都道府県を記載する想定

◎「組合員の意見を反映させる方策に関する規定」

組合の基本原理の一つである意見反映原則を担保する趣旨

組合員それぞれの意見をどのように集めるのか、出てきた意見はどう集約していくのか、各組合の状況を踏まえ定める例)会議において意見を集約する場合、開催方法、開催の時期・頻度、最終的な意思決定の方法など

日常的に意見を集約する場合、意見箱の設置などその具体的な方法が定款に記載されることが期待される

労働者協同組合法のポイント



- ・出資者(組合員)の4/5は働く人、働く人の3/4は組合員(出資者)
- ・平等な**共益権**を行使し、役員、労働条件や事業計画・利益処分などを「組合員」で決める
- ・自分たちで選んだ代表者(専任役員)と「**労働契約**」を結び、**労働者として法的保護**を受ける
- ・営利を目的に事業を行ってはならない
 - 出資配当なし(**非営利**)。従事分量に応じた配当は可
 - 剰余金の法定積立(準備金10%以上、**就労創出等5%以上**、教育繰越5%以上)
- ・**事業制限なし**(持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業、**労働者派遣事業は禁止**)
- ・届け出で設立(**準則主義**、3人以上の発起人)
- ・理事会必置(3人以上)、小規模組合(20人未満)での組合員監査会の設置
- ・**行政の監督**(都道府県知事)、連合会は厚生労働省
- ・公布後**2年以内施行**、組織変更特例措置(3年、NPO法人の残余財産引継)
- ・施行から5年後に見直し

労働者協同組合法の一部改正



非営利性を徹底させた「特定労働者協同組合」に税制上の措置を講じる

①認定(都道府県)の基準

- ・非営利を徹底する旨の定款
 - ・・・剰余金の配当を行わない、解散時の残余財産の国庫等への帰属
- ・定款違反行為のないこと
- ・理事の親族等関係者が理事総数の1/3以下
- ・必要書類の提出と公開・・・貸借対照表、定款、役員名簿、損益計算書、役員報酬等規程
- ・外部監事の設置

②認定の取り消し、罰則等の規定

- ③税制上の取り扱い・・・特定労協法人(公益法人等、非営利型一般社団、NPO並び)
(労協法人は普通法人) (一部公開資料のみ、認定NPO並び)

法人新規設立 フローチャート①

(1) 新規設立

- ① 発起人（組合員になる意思のある者）を3人以上集める
・定款、事業計画、収支予算の作成

令和4年10月1日以降

- ① 創立総会の開催の日時、場所、定款の公告
(会議開催日の少なくとも2週間前まで)

- ② 創立総会の開催
・定款の承認、事業計画、収支予算、役員を選任などを議決し、又は役員選挙を行い、議事録を作成する。
・組合員たる資格を有する者でその会日までの発起人に対して設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

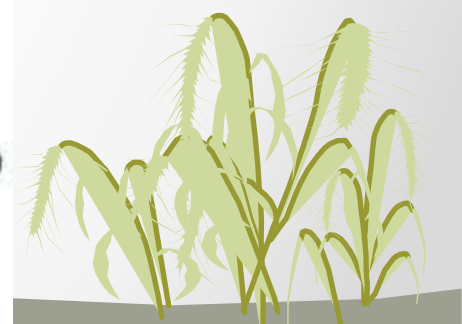
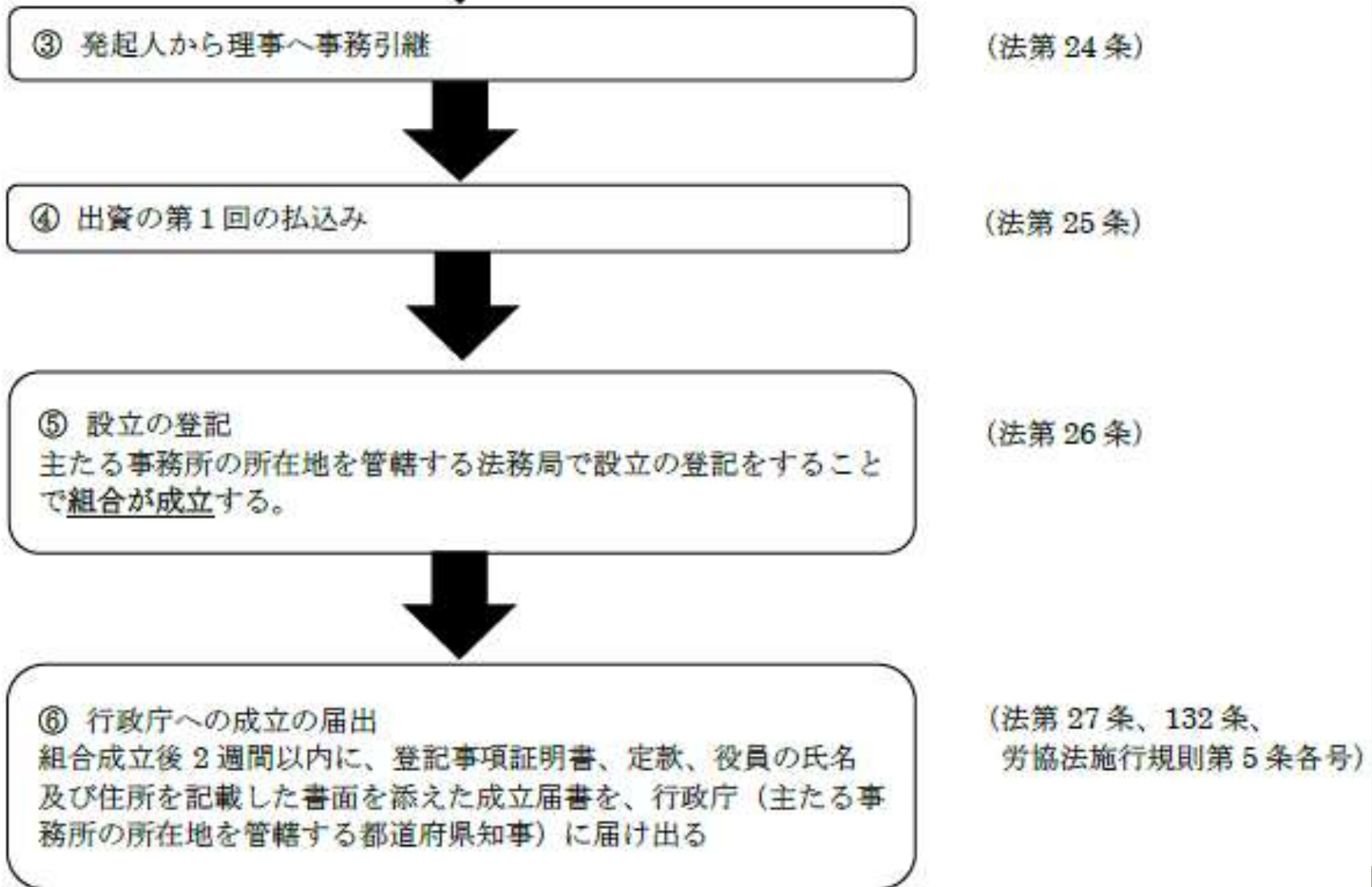
<根拠法・条文等>

(法第23条第1項・第2項)

(法第23条第3～7項、
法第32条第3項ただし書、
同条第12項)



法人新規設立 フローチャート②



企業組合からの組織変更フローチャート①



(2) 企業組合からの組織変更

令和4年10月1日以降

- ① 組織変更の議決総会招集の通知（総会の2週間前）
- ・「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を総会の招集案内と合わせて通知する

<根拠法・条文等>

(労協法附則第5条
・中協法第49条第1項)

- ② 組織変更の議決総会の開催
- ・「組織変更が効力を生ずる日(効力発生日)」等を定めた組織変更計画について、総会の議決により承認する。議決は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による特別決議を必要とする。

(労協法附則第5条
・中協法第53条)



企業組合からの組織変更フローチャート②



③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議申述公告

- ・組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告。
- ・組織変更をする旨及び公告の日より一定期間（1月以上の期間）債権者が異議の申し立てを行い得ることも併せて官報公告し、かつ、知れている債権者に対し格別に催告する（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告によりするときは、格別の催告は不要）。

※官報公告については、公告を申し込んでから掲載まで1～2週間程度を要する。

(労協法附則第6条)

組織変更をする企業組合は、効力発生日に組合となるが、③の手続きが終了していない場合には組織変更の効果は生じない。

(労協法附則第11条第1項・同条第3項)

④ 新法人の組合員加入をする者へ「組織変更後組合」の出資の割当て

(労協法附則第8条)



企業組合からの組織変更フローチャート③



⑤ 組織変更登記（解散登記+設立登記）

- ・法務局へ企業組合の登記、組織変更登記申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。
- ※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。



⑥ 組織変更の届出

- ・組織変更をした後、企業組合を管轄する行政庁（財務大臣の所管に属する事業を行わないものにあつては、管轄都道府県知事。財務大臣の所管する事業を行うものについては中協法111条1項参照）及び労働者協同組合を管轄する行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対し企業組合の組織変更の届出を遅滞なく行う。

<根拠法・条文等>

（労協法附則第15条1項）

（労協法附則第12条・
労協法27条・132条・
中協法111条1項）

【補足事項】組織変更計画に規定する事項（労協法附則第5条第4項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名
- ⑤ 組織変更する企業組合の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後組合の出資口数又は、その口数の算定方法
- ⑥ 組織変更する企業組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項
- ⑦ 効力発生日
- ⑧ その他、厚労省令で定める事項

NPO法人からの組織変更フローチャート①

(3) NPO 法人からの組織変更

令和4年10月1日以降

- ① 組織変更の議決に係る社員総会の案内(総会の2週間前)
- ・「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を総会の招集案内と合わせて通知する。

- ② 組織変更社員総会の開催
- ・「組織変更が効力を生ずる日(効力発生日)」等を定めた組織変更計画について社員総会の議決により承認する。
 - ・議決は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の4分の3以上の賛成を要件とする。
 - ・定款には、組織変更時財産額及び特定残余財産の処分に関する事項も定めなければならない。特定残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、当該帰属先はNPO法11条3項の各号に掲げられる者のうちから選定されるようにしなければならない。

<根拠法・条文等>

(労協法附則第16条、
NPO法第14条の4)

(労協法附則第16条、
第5条第4項
NPO法第31条の2
・NPO法11条3項、
労協法附則第18条)



NPO法人からの組織変更フローチャート②



③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議申述公告

- ・組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告
- ・組織変更をする旨及び公告の日より一定期間（1月以上の期間）債権者が異議の申し立てを行い得ることも併せて官報で公告し、かつ、知っている債権者に対し格別に催告する（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙、電子公告又は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により公告するときは、格別の催告は不要。）。

※官報公告については、公告を申し込んでから掲載まで1～2週間程度を要する。

(労協法附則第19条・
第6条第1項・3項・
NPO法第28条の2第1
項・NPO法施行規則第3
条の2第2項)

組織変更をするNPO法人は、効力発生日に組合となるが、③の手続きが終了していない場合には組織変更の効果は生じない

(労協法附則第19条・
第11条第1項・同条
第3項)

④ 組合員となる者へ「組織変更後組合」の出資の第1回の払込み

(労協法附則第17条)



NPO法人からの組織変更フローチャート③



<根拠法・条文等>

⑤組織変更登記（抹消登記＋変更登記）

- ・法務局へNPO法人の組織変更登記申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。
- ※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。

(労協法附則第 19 条、
15 条、12 条・労協法
第 27 条)



⑥組織変更の届出

- ・組織変更後、NPO法人を管轄する行政庁（主たる事務所が所在する都道府県の知事（指定都市の区域内のみに所在する場合には、当該指定都市の長）及び労働者協同組合を管轄する行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に組織変更の届出。効力発生日から2週間以内に行う。

(労協法附則第 19 条、
12 条・NPO 法第 9
条・労協法第 27 条
132 条)

【補足事項】組織変更計画に規定する事項（労協法附則第 16 条第 4 項、第 5 条第 4 項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名
- ⑤ 効力発生日
- ⑥ その他、厚労省令で定める事項



厚生労働省 知りたい！労働者協同組合法

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>



A screenshot of the website homepage. At the top, there is a navigation bar with the text "厚生労働省 知りたい！労働者協同組合法" and a search box. Below the navigation bar is a large yellow banner with the same text and illustrations as the decorative banner above. Underneath the banner is a grid of six blue-bordered boxes, each with an icon and text. The boxes are arranged in two rows of three. The first row contains: "労働者協同組合法について知りたい" (Learn more about the Labor Cooperative Law), "労働法規や会計について知りたい" (Learn more about labor laws and accounting), and "設立の流れ" (Establishment process). The second row contains: "フォーラムに参加したい" (I want to participate in the forum), "よくあるご質問" (Frequently asked questions), and "相談したい" (I want to consult).



厚生労働省 知りたい！労働者協同組合法

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>



ホーム 労働者協同組合法とは 設立の流れ フォーラム よくある質問 好事例 資料ダウンロード

労働者協同組合の好事例



自分の親を預けたいと思える、こだわりのデイサービスを作る

ふじみ野市にある地域密着型デイサービスの団体。私たちは「自分の親を預けたいと思えるデイサービス」を作ることに、徹底してこだわっています。もくじ [労働者協同組合法について知りたい労働法冊や会計について知りたい設立の流れフ](#) […]

[もっと詳しく](#)

お知らせ

2022年6月20日 [お知らせ](#) [サイトがオープンしました](#) **New**

[お知らせ一覧](#)



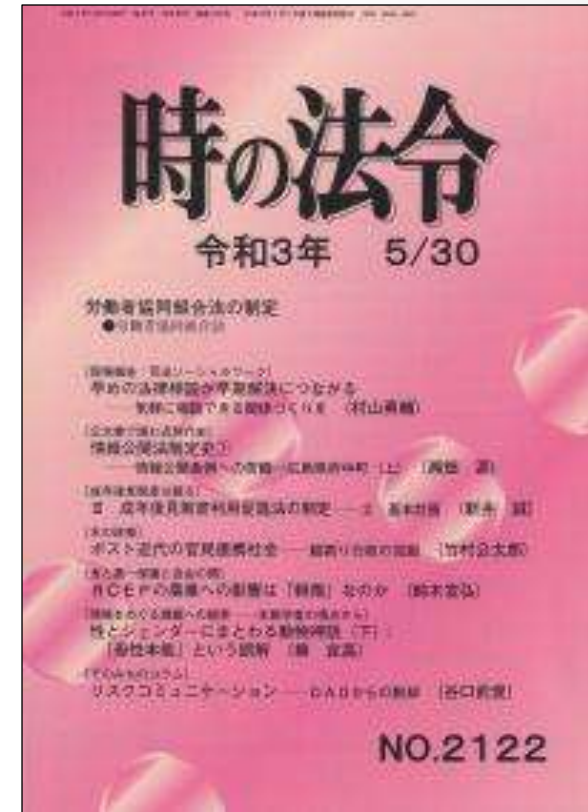
時の法令NO.2122 「労働者協同組合法の制定」

衆議院法制局第5部1課

「労働者協同組合法は、特定非営利活動促進法(NPO法)と並び、今後の我が国市民社会にとって極めて重大な意義を有する法律」。

「労働者協同組合は、①組合員による出資(出資原則)、②組合員の意見を反映した事業の運営(意見反映原則)、③組合員自らその事業に従事(従事原則)という協同労働の理念に従って事業が行われることを主眼とするものであり、労働者協同組合法では、これらの3つの原則を基本原理と位置付けるとともに、その趣旨を支え、あるいは具体化した規定を設けることで、協同労働の理念に従って事業が行われることを法律上担保しています。

この点が、他の協同組合やNPO法人との大きな違いといえます」。



「時の法令」(株)朝陽会 2021年5月30日

労働者協同組合法のインパクト



「労働」のあり方

雇用されて働くか、自営で働くかの二者択一を越えて

「企業」「経営」のあり方

企業は誰のものか、経営は何のための営みか

「経済」のあり方

経済のあり方が企業と労働のあり方を決する グローバル化からローカル・循環の志向

「民主主義」のあり方

お任せ民主主義・多数決の民主主義から、納得・非効率・多様性を価値とする民主主義

「コミュニティ(社会)」のあり方

多様性と共生を基本原理とする、新しい協同の原理によるコミュニティづくり

労働者協同組合と協同労働



労働者協同組合(ワーカーズコープ)…組織形態
雇用関係ではなく、協同の関係による職場コミュニティの創造
「協同労働」を最も体現できる組織形態

≒

「協同労働」…働き方、労働(参加)形態、文化
協同の関係を地域・コミュニティづくりに活かし広げる
法人や組織の種別を問わず「協同労働的」な作法は可能

協同労働…生き方・働き方の問い直し



みんなで「こころ」と「ちから」を
合わせる術を取り戻す
地球に過度な負荷をかけず
利己に走らず
共に喜びや楽しみを
体感できる生き方や働き方
そんな問い直しの営みが
「協同労働」



「こころ」と「ちから」を合わせて、
生きてゆこう

「ロナ・パンデミックは、これまでの当たり前や常識を翻弄みにせず、
「そもそも」から考えることの大切さを気づかせてくれました。
人は大昔から、自然と折り合い、助け合って生きてきたはず。
パンデミックという共通の生きづらさを経験した今、
みんな「こころ」と「ちから」を合わせる術を取り戻したいと思います。
地球に過度な負荷をかけず、利己に走らず、
共に喜びや楽しみを体感できる生き方や働き方、
そんな「働き方」を問い直す営み、私たちは「協同労働」と呼んでいます。

「どう働くか」「どう生きるか」と同じくらい、大切なこと。
本書は、2019年に発行された協同ではたらくガイドブック「入門編」に続き、
（実践編）として発行しました。
本書を片手に、「こころ」と「ちから」の働き方を考えてみましょう。

子どもたちに森の楽しさを伝える
「森の中っていいな」と、山に登る子どもたち。
「森の中っていいな」と、山に登る子どもたち。
「森の中っていいな」と、山に登る子どもたち。
【本書の発行元】
Next Green 創美
● 協同労働の未来

協同労働…自分らしくつながり合って働く



自分らしくつながりあって働く

4つのエッセンス

「主体性を発揮」

「関係性を大切に」

「地域と関わる」

「暮らしとつなげる」



自分らしくつながり合って働く

4つのエッセンス

ワーカーズコープが「理想の働き方」を探求する上で大切にしてきた、4つのエッセンスを紹介します。

1

自分の主体性を発揮する

「働くこと」は、「どう生きるか」を考え、実行することです。「生き方」と言ってもいいかもしれませんが。働く場を、自分の生き方を表現できる場所にしてみませんか？ 自分の経験や強み・弱みを活かし、ありたい自分に向かって学び育つ場。みんながそんな思いでつくる職場は、一人ひとりが主人公で、居場所としても機能します。

2

関係性を大切に

「協同」って、心と力を合わせて仕事をする。働くことと暮らすことは、一人ですべてを行うよりも、同じ志を持つ多彩な仲間とチームをつくり、個性を活かし合って協同していく方が、きっと豊かなはず。それぞれの思いや願い、生きてきた背景も異なる人たちがお互いを尊重し合い、「対話」を重ねることでチームはしなやかに、豊かに育ちます。

3

地域と関わる

地域の人たちが主体的に関わることのできる「コミュニティ」をつくる働き方は、今後ますます重要になってきます。また、子どもが遊べる場所がない、親や子どもを預ける場所がなく困っているなど、地域の人たちが抱えている課題を見つけ、地域を暮らしやすくするために働くことは、そこに暮らしの人たちとの関係性を育むことにつながります。

4

暮らしとつなげる

コロナ禍で、時短勤務やテレワーク・副業など、働き方の多様化が生まれはじめています。働くことと暮らしの距離や関係が変わっていきなで、働き方の選択はますます増えていくでしょう。また、一つのことだけを仕事にするより、暮らしに関わるいくつかのことを複業していく働き方も出てきています。暮らしのなかに働くことを取り込んでいく工夫が、豊かさを実感することにつながります。

新しい働き方のカタチ 協同労働って何？

働く一人ひとりが主人公となって、自分らしくつながり合って仕事をする。その一つの答えとして、ワーカーズコープが実践のなかで編み出してきた働き方「協同労働」があります。



働く人みんなが出資して 話し合って運営する

協同労働とは、働く人みんなが出資してメンバーとなり、話し合って運営していく「新しい働き方」です。企業に雇われるのではなく、自営業やフリーランスでもなく、一人ひとりの主体性と意見を大切にしながら、やりたい仕事や社会が必要とされる仕事を、働く人たちが力を合わせてつくることができます。

法制定でますます注目 今後の広がりに大きな期待も

多くの分野で協同労働が広がるなか、2020年12月には「労働者協同組合法」が制定されました（施行は22年10月1日）。法制定にあたり、すべての政党・会派の国会議員が賛同し、議員立法として成立させました。この法律がつけられる過程も、対話を中心に協同でつくられたと言えます。法律ができたことで、多くの新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、研究誌等でも「労働者協同組合」「協同労働」が取りあげられ、注目を集めています。また現在、ワーカーズコープ連合会には100を超え、相談・質問が寄せられています。関心を持っている方々とこれから一緒に、労働者協同組合づくりや協同労働を広げていきます。次のページから協同労働で働く人をご紹介します。

協同労働で働く人は、すでに全国で10万人います。日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会（以下、ワーカーズコープ連合会）に加盟するワーカーズコープでは、1万6000人が働いています。その他に生協の組合員が中心になって立ち上げたワーカーズ・コレクティブ、障がいなどの生きづらさを抱えている人たちが仕事をおこす団体、直売所など1次産業に関わる生産や加工、販売の団体、地域住民が運営する事業体などがあります。

クローズアップ
現代 全記録 since1993

放送した詳しい内容がテキスト&画像でご覧いただけます

ホーム

放送記録一覧

タグ一覧

『クロ現』について

見逃し配信

『みんなでプラス』



2021年5月26日(水)

グローバル企業にも負けない！？
世界で注目の働き方

#人手不足 #働き方 #働き方改革 #地域 #農業・漁業 #地方 #withコロナ

働くみんなでお金を出資して、事業を立ち上げ、みんなで経営方針を話し合っていく「協同労働」という働き方が注目されている。コロナ禍で職を失っていた若者は、協同労働で自分にあった職に出会い、労働意欲や将来への希望を手に入れた。世界では、タクシー運転手や、ホームクリーニング業の人々、フリー演奏家などさまざまな職種で協同労働を始める動きが起きている。「協同労働」は、コロナ禍で閉塞した社会を切り開く手がかりとなるのか？可能性を探る。

※放送から1週間は「見逃し配信」がご覧になれます。こちらから

出演者

大高研道さん（明治大学 教授）

井上 裕貴（アナウンサー）、保里 小百合（アナウンサー）

<番組の内容>

- ▶ グローバル企業にも負けない！？ 世界に広がる働き方「協同労働」
- ▶ コロナ禍で注目の「協同労働」 働く人みんなで経営
- ▶ コロナ禍で注目の「協同労働」 可能性と課題は？
- ▶ タクシーアプリで収入増！？ アメリカで広がる協同労働
- ▶ 清掃、美容、音楽…多種多様 世界で広がる協同労働のカタチ
- ▶ 協同労働で地域課題を解決 現役世代の移住者が増加
- ▶ 協同労働で地域課題を解決 行政が積極的に後押し
- ▶ 地域の社会問題を解決 「人間らしく働く」ためには？

最新の放送記録



バーゲン・ジャパン 世界に買われる“安い日本”(2)労働力

2022年7月27日(水)

記事一覧に戻る



放送予定



取材ノート



見逃し配信



英語版サイト

NHK クローズアップ現代+
(2021年5月26日)<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4549/>

miniクロ現+ 5分でわかる協同労働

<https://www.youtube.com/watch?v=hmg1ZL5BuPM>



法施行に向けた自治体・議会等の動き



都道府県担当課の確定(共管する自治体も)

- ・基礎自治体、住民への普及、啓発、周知、広報、学習会の開催
- ・庁内横断的な学習会、党派を超えた「議員」学習会
- ・鳥取県…2021年度予算化、相談窓口の設置、2022年度も継続
- ・徳島県…2021年度補正予算、「とくしま協同労働サポート事業」開始、2022年度法制で継続
- ・埼玉県…2022年度予算化、県民説明会、NPO研修会、市長村職員研修会、動画作成、庁内連携会議
- ・東京都…2022年度、周知広報(チラシ、WEB、SNS)、相談窓口開設、設立等説明会開催
- ・福岡県…2022年度、周知広報(チラシ、WEB、SNS、メルマガ)、セミナー12回(入門編、実践編)、WS
- ・大阪府、兵庫県、熊本県、沖縄県も2022年度予算化

基礎自治体の動き

- ・積極的な活用策、立ち上げ推進の支援策の検討
- ・広島市 2014年度より「協同労働プラットフォームモデル事業(高齢者向け)」開始
2022年度より全世代型へ「協同労働促進事業」
- ・京丹後市 2021年度予算化、住民向け研修会(2回)+個別相談会(7グループ)
2022年度協同労働推進事業予算化(研修会②、講座③、OLカフェ)

協同組合・非営利セクター・中小企業などの中でも、学習会を多数開催

徳島県の周知・広報・支援事業



徳島県委託事業とくしま協同労働サポート事業

とくしま 協同労働 サポート

—労働者協同組合相談窓口のご案内—

「労働者協同組合法」
 令和4年10月1日施行

「多様な就業機会の創出」や「地域課題の解決」を図ることを目的とする「労働者協同組合法」が令和4年10月1日に施行されます。

徳島県では、県内の事業者や各種団体の皆様からの「労働者協同組合」設立に向けたアドバイスやご質問にお答えする相談窓口を設置しました。

さらに、「組合設立」や企業団体や特定非営利活動法人からの「組織変更」に円滑に対応できるよう、無料の専門家派遣も実施していますので、お気軽にご相談ください。

徳島

「労働者協同組合」
設立相談はじまりました

相談無料
どなたでもお気軽に
ご相談ください。

相談窓口 特定非営利活動法人、おたしらはまちづくりの協同組合です

ワーカーズコープ

・お電話によるお問合せ(平日午前9時～午後5時)
080-6310-3392

・問合せフォームからは24時間受付
<https://bit.ly/3CRg6mN>

※相談時間：午前10時～午後4時(毎週水曜日) ※電話時による事前予約をお願いいたします。
 ※相談窓口設置場所：徳島労働会館2丁35-1(徳島労働者協同組合1階) ※休館日：10月1日～10月31日
 ※ほか、立派相談やオンライン相談も受け付けています(要予約)

労働者協同組合法とは

労働者協同組合法は令和4年10月4日第203回臨時国会において、全会一致で成立。同月11日に公布されました。第1条に「多様な就業機会の創出」や「地域課題の解決」を図ることを目的とすることが定められ、働く人が、出資をして組合員となり、それぞれの意見を反映させながら主体的に運営し、地域の多様な需要に応じながら、持続可能な地域社会づくりに向けて事業を行う働き方(=協同労働)です。

令和4年10月1日に施行されます。

労働者協同組合	NPO法人
原則主義 出資・運営(意見反映)・労働が一体となった組織	認証主義 市民による社会貢献活動 出資は認められていない
企業結合法人	シルバー人材センター
認可主義 営利目的 出資は認められている	臨時性、短期的 一時的な労働者として募集されたいきがい就業

主な事業分野 (一例)

高齢者	子育て	食	防災支援
福祉	社会	文化	農業

事業分野は基本的に自由に行うことができます(労働者派遣事業はできません)。具体的には、現在「協同労働」に取り組む団体では、高齢者介護事業、保育・子育てなどの子育て支援事業、農業や林業などの一次産業、住宅関連・清掃・管理など、地域において多様な需要に応じて事業を行っており、同様の事業が行われることが想定されます。

協同労働とは

協同労働は働く人が、出資をして組合員となり、それぞれの意見を反映させながら主体的に運営し、地域の多様な需要に応じながら、持続可能な地域社会づくりに向けて事業を行う働き方です。「出資」「労働」「意見反映」を三位一体で組合員全員が担い合う協同組合です。

相談窓口 特定非営利活動法人

ワーカーズコープ

・お電話によるお問合せ(平日午前9時～午後5時)
080-6310-3392

・問合せフォームからは24時間受付
<https://bit.ly/3CRg6mN>

・面談相談：午前10時～午後4時(毎週水曜日)
 【相談窓口設置場所】
 徳島市時40丁3丁35-1 徳島労働者協同組合1階
 (ヒューマンオー・びあ1階)
 ※ほか、出張・オンライン相談も受け付けています

【おもな相談内容】

- 労働者協同組合の制度、仕組みについて知りたい
- 労働者協同組合を設立したい
- 特定非営利活動法人・企業結合からの法人移行
- 労働者協同組合と他法人との組織的な違いを知りたいなど、個人・団体と合わせた相談も可能です

相談無料
どなたでもお気軽に
ご相談ください。

相談窓口設置期間：令和4年3月31日まで(徳島県委託事業とくしま協同労働サポート事業)

福岡県の周知・広報・支援事業



入門編

労働者協同組合法・協同労働セミナー



NEW!

まちづくりを仕事にする、
新しい働き方。

会場・オンライン同時開催
参加費無料／会場定員50名

2022年
7月旅行

労働者協同組合って何だろう? と思っていらっしゃるみなさまへ

福岡県では、2022年10月1日に施行される「労働者協同組合法」について学ぶセミナーを開催いたします。法律の紹介だけでなく、協同労働の概要や、すでに福岡県内外で活動している労働者協同組合(ワーカーズコープ)の活動もご紹介します。会場参加であれば、この新しい法律で労働者協同組合をつくりたい!と考えていらっしゃる方々と交流することも可能です。地域を元気にしたい!働く場所をつくりたい!と考えている方はもちろん、まずどんなものか知りたい、支援したい方もお気軽にご参加ください。

北九州地区

2022年6月23日(木)

【時間】13:00-16:00
【会場】ウェルとばた12階会議室

JR鹿児島本線戸畑駅・戸畑駅前バス停より徒歩1分

福岡地区

2022年7月4日(月)

【時間】13:00-16:00
【会場】福岡県吉塚合同庁舎8階会議室

JR吉塚駅・吉塚駅前バス停より徒歩3分、
馬出九大病院前駅より徒歩7分

※一応外来駐車場はありません。自乗専用駐車場の利用については事前に申請が必要となりますので、その旨お申し出ください。

筑豊地区

2022年7月19日(火)

【時間】13:00-16:00
【会場】福岡県飯塚総合庁舎大会議室

JR飯塚駅より徒歩15分、裁判所前バス停より徒歩3分

筑後地区

2022年8月12日(金)

【時間】13:00-16:00
【会場】久留米大学御井本館3階教室

JR久留米大学前駅・久留米大学前バス停より徒歩3分

労働者協同組合・協同労働とは

労働者協同組合は、働く人たちが出向いて組合員となり、組合員一人ひとりの意見を反映させながら運営し、ともに働く組織です。働く組合員が出資・運営・労働を担いあう働き方を「協同労働」と言い、地域の中で多様な就労機会をつくり、地域ニーズに合わせた仕事をおこし、持続可能で活力ある地域づくりを目指すことを目的としています。労働者協同組合法は、2020年12月に全党・全会派一致して議員立法で成立しました。2022年10月1日の法施行によって、「まちづくりをしたい!」「地域を盛り上げたい!」などと思う人たちが自発的に労働者協同組合を設立でき、持続可能で活力ある地域づくりを目的とした事業・活動ができるようになります。



セミナー詳細

日時 【北九州】6/23(木) 13:00-16:00 【福岡】7/4(月) 13:00-16:00
【筑豊】7/19(火) 13:00-16:00 【筑後】8/12(金) 13:00-16:00

会場 【北九州】ウェルとばた12階121・122会議室(北九州市戸畑区汐井町1-6)
【福岡】福岡県吉塚合同庁舎8階Y801会議室(福岡市博多区吉塚本町13-50)
【筑豊】福岡県飯塚総合庁舎大会議室(飯塚市新立岩8-1)
【筑後】久留米大学御井本館13B教室(久留米市御井町1635)

内容 ①労働者協同組合・協同労働について(40分程度)
②労働者協同組合法について(40分程度) ③取組事例の紹介(45分程度)

ワークショップのお知らせ

福岡県では、労働者協同組合の立ち上げ等の相談に対応するため、先進事例の実践者から設立のアドバイスや地域活動のノウハウを学べるワークショップを行います。労働者協同組合を立ち上げたい方はお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課 ☎092-643-3593

労働者協同組合法・協同労働セミナー FAX参加申込書

FAX:092-441-8281 (電話:092-441-7587)

申込みフォーム



FAXでお申込みされる方は、お名前・所属・電話番号・メールアドレスをご記入の上にご送付ください。
※お手持ちのスマホなどで、右のQRコードからもお申込みいただけます。

氏名	所属	電話番号	メール
		()	@
参加方法 いずれかに○	会場参加 Web参加	参加日程 いずれかに○	北九州6/23(木) 福岡7/4(月) 筑豊7/19(火) 筑後8/12(金)



福岡県

労働者協同組合法の周知啓発・取組事例を学べるセミナーの実施業務 受託団体
特定非営利活動法人ワーカーズコープ福岡支部
福岡市博多区室積4丁目1-12 瑞井ビル2階21号
☎092-441-7587 ①kusuksb@roukyou.gr.jp

お申込みについて
こちらのQRコード
または裏面のFAX
申込用紙をご利用
ください。



広島市 協同労働モデル事業



広島市は2014年から「協同労働」を施策として位置付ける

- **問題意識**: 少子化・核家族化／地域の相互扶助、福祉、防犯の機能低下／地域の活力維持／高齢者の居場所と出番を地域に
- **目的**: 高齢者が協同労働を活用し、住民主体の**持続的な地域の仕事**を生み出すことで**働く場の創出と地域の課題解決**につなげ、ひいては**地域コミュニティの再生**を図ることが目的
- **方法**: 広島市が協同労働のチームづくり、仕事づくりを支援
(**人による支援、お金による支援**)
- **条件**: 出資者の**半数が60歳以上**であることが補助金交付要件
- **現状**: 市内に**協同労働の任意団体**が26団体(1団体は独自活動)

広島市 協同労働モデル事業



広島市 協同労働モデル事業

「協同労働」プラットフォーム事業

「協同労働」個別プロジェクト
立ち上げ支援事業

- ・ 少子化・核家族化
- ・ 地域の相互扶助、福祉、防犯の機能低下
- ・ 地域の活力維持に高齢者の居場所と出番

広島市は協同労働の仕組みを活用し、就業や社会参加を希望する意欲と能力ある高齢者の「社会的起業」を促す

事業概要

広島市では
協同労働による地域での起業支援を推進

協同労働の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む意欲のある高齢者の皆さんを中心としたプロジェクトの立ち上げを、以下の2方向から支援します。

1 プラットフォームによる支援

専門のコーディネーターが勉強会の開催や事業計画の作成、個別相談対応などにより、事業の立ち上げだけでなく、立上げ後のフォローアップまで全面的に支援します。

2 立上げ経費の補助

事業を立ち上げる目途が立った団体に対して、立上げに要する経費の一部を補助します。

補助内容

補助率1/2
(上限100万円)

申請時期

年2回
(8・12月)

補助金交付要件

- ・ 広島市を拠点に活動し、構成員が4名以上(うち半数が60歳以上)であること
- ・ 地域課題の解決に取り組み、地域活性化につながる事業であること
- ・ 事業の継続に必要な収益が見込まれること

広島市 協同労働モデル事業



たすけあい、ささえあう地域へ。
協同労働ひろしま

協同労働ひろしま 2014-2021 実践団体の特徴

事業内容		地域特性		立上のきっかけとなる担い手	
生活困りごと支援	12	郊外	13	個人	12
サロン	10			自治会長等経験者	6
農	4	市街地(旧市内)	7	社協・町内会	3
食	3	中山間・離島	5	NPO・市民活動等経験者	3
子ども	2			JA組合員	1
伝承	2				
障がい者	1				
イベント運営	1				

(事業数)

(団体数)

(団体数)

広島市 協同労働モデル事業

広島市「協同労働」促進事業のご案内

まちしごととわたしごと

～地域に役立つ仕事おこし～

自分たちの地域は自分たちで守る



広島市 The City of Hiroshima

協同労働ひろしま

広島市では地域の皆さんによる協同労働の仕組みを活用した地域課題解決のための取組みを促進しています。



広島市が進める協同労働 促進事業とは？

協同労働の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む意欲のあるみなさんを中心としたプロジェクトの立ち上げを以下の2方向から支援します。

支援

1 支援コーディネーターが支援します。

専門のコーディネーターが事業の立ち上げから立ち上げ後の運営まで寄り添って支援します。

支援

2 事業の立ち上げの目的が立った団体に対して、立ち上げに要する経費の一部を補助します。

補助内容 補助率1/2(上限100万円) 年2回申請受付

- 補助金交付条件
- 広島市を拠点に活動し、構成員が3名以上であること。
 - 地域課題の解決に取り組む、地域の活性化につながる事業であること。
 - 事業の継続に必要な収益が見込まれること。

協同労働とは？

みんなが自らできる範囲で出資し、みんなが対等な立場でアイデアを出し合って人と地域に役立つ仕事に取り組む仕組みが協同労働です。仲間と共に地域課題の解決を目指し、一人一人が主人公となって取り組めます。



本事業の問い合わせ 広島市「協同労働」プラットフォーム らびーろひろしま

tel 082.554.4400 fax 082.554.4401
e-mail platform-hiroshima@roukyou.gr.jp

〒730-0802 広島市中区本町2丁目6-11 第7フェニックスビル(右図★)
〔定期的に出張窓口を開設しています〕
〒730-0005 広島市中区西白島町23-9(広島市シルバー人材センター内)

受託運営団体: NPO法人ワークーズコープ

実施主体: 広島市
(事業担当課: 広島市経済観光局 雇用推進課)
営業時間: 平日 10:00 ~ 18:00
休 業 日: 土日祝・業務日・年末年始



http://kyodo-rodo.jp/



広島市 協同労働モデル事業



安佐南区対象 安佐南区
GO郷・まつむね

地域の復興は自らの手で守るを合言葉に、東山整地や高齢者等の防犯パブリック等を実施します。

環境 サ 産 構成員 13名

安佐南区対象 安佐南区
すまいるワーク

地域住民の皆様がこの地域に安心して住み続けられるよう交流の場づくり(カフェサロン)等を実施します。

団 サ 構成員 7名

団体紹介

凡例

農	農業	団	団りごと支援	環	環境保全	サ	サロン
子	子ども支援	食	食事提供	伝	伝承	町	町内会等連携活動
場	地域活動の場提供	障	障がい者支援	販	市場展開等	イ	イベント

※団体の活動のうち4つまで掲載

東区東山町 東区
東山をつくろう会

町内会加入率が下がっている中、マンションを中心とした全住民のコミュニティの再生を目指しています。

環 サ 町 田 構成員 18名

東区千田町 東区
うしろあぐさクラブ

子ども達の発達成長を保障することを目的に学習支援を援助の中心に教育活動を行っています。

子 構成員 7名

安佐南区八木 安佐南区
復興交流館 モンドラゴン

平成26年の土砂災害からの復興・伝承を旨として地域のコミュニティ再生を進めます。

サ 食 伝 構成員 22名

安佐南区中央 安佐南区
アグリ アシストとも

耕作放棄地や休耕地を整備し農と共にある農産を守るため広島市と連携して新しい形の農業を進めます。

農 環 団 構成員 16名

安佐南区高門町 安佐南区
びしゃもん台 絆くらぶ

町内会、学区社協、びしゃもん台絆くらぶがそれぞれ役割分担して、地域住民に高品質なサービスを提供します。

環 団 サ 町 構成員 37名

安佐南区西町 安佐南区
タウン・サポート 平和台

地域での多様な困りごとの解決を通じて、地域住民との関わりを大切にしなが、コミュニティ活性化を進めます。

環 町 構成員 26名

東区千田 東区
真正面

耕作放棄地の活用による野菜作りや、農業体験・収穫祭等での地域住民との交流の場づくりを目指します。

農 団 サ 構成員 8名

東区千田 東区
年経サポートネット「ほおずき」

学区社協、町内会と協力して困りごと支援サービスを行い、住民同士が共にまえる仕組みづくりを行います。

環 町 構成員 36名



広島市 協同労働モデル事業



「はたらく」をつくる。みんなでつくる
労働者協同組合法

安佐北区白木町藤山
河津川プロジェクト

耕作放棄地を利用した農業や高齢者の農作業支援を目的として、宝飾等農具の製造販売を行います。

価格 7%

安佐北区白木町井原
ひねもすようこそ

障がい者や高齢者が地域でいっしょに安心して生活ができるよう交流の場づくりや寄り添った支援をします。

価格 7%

安佐北区河津町
ケセラ

高齢者を含めた地域住民の力のコミュニティ作りを支援するためにテーマサロンや義売イベント等を行います。

価格 2%

西区己斐町
わくわくクラブ

音楽体験、カフェ・サロンの運営で高齢者の交流、健康づくりを行います。

価格 4%

西区三津見町
みんらの わいわい広場

地域の高齢者がみんなで行い集える食事提供やサロン(健康づくり)を行います。

価格 6%

西区己斐町
おたすけクラブ

障がい者や高齢者が安心して暮らすための地域を自然に作り出す活動(交流促進)の一環として実施しています。

価格 6%

南区松原
サンセットビュー にのしま

地域住民の方が気軽に立ち寄れるサロンや、月に数回の人との交流を目的としたイベントを行います。

価格 5%

南区松原
シトラスガーデン にのしま

耕作放棄地を活用した柑橘栽培や、地域が身近になるための交流促進の場づくりを行います。

価格 4%

南区宇布
うしなま年とプロジェクト

フリーマーケットを運営しています。世代を問わずイベントや交流促進の場づくりを行います。

価格 7%

安佐北区島崎
タンポポのわたげ

地域住民の顔ぶれのコミュニティ再生を目的に、住民の方の自らの手で取り組む活動やサロンを実施します。

価格 22%

安佐南区西条
GO郷・まつむね

地域の福祉団体やNPO等と連携し、高齢者や障がい者の福祉の場づくり等を実施します。

価格 13%

安佐南区八木
転居支援隊 モンドラゴン

1926年の土野災害からの復興(伝承)を目的に、地域コミュニティ再生を支援します。

価格 21%

安佐南区行徳
すまいるワーク

地域住民の顔ぶれの地域に安心して住み続けられるよう交流の場づくり(カフェサロン)等を実施します。

価格 8%

東区東山
東山をつくる会

町内会加入率が下がっているマンションを中心とした全世帯向けコミュニティの場づくりを目的としています。

価格 17%

南区西田
真正面

耕作放棄地の活用による野菜作りや、農業体験・収穫祭等の地域住民との交流の場づくりを実施します。

価格 8%

安芸区福地
おちのち「里山ワッシュョイ」

耕作放棄地を活用した農産物や地域住民の交流の場づくり、農業体験、里山資源の有効活用等を実施します。

価格 25%

安芸区矢野町
やの庵

カフェと併せて地域へ元気を届けます。1期生のほろまで困っている方々と繋がることが大切になります。

価格 6%

安佐南区上安
コミュニティカフェ「夢咲庵」

地域の福祉施設としての長期開設のサロン、住民の手作りや商品の販売販売やイベント等を行います。

価格 5%

安佐南区原砂町
ひらたて 絆くらぶ

町内会、学童クラブ、ひらたて会館等からそれぞれ役割分担して、地域住民に高品質なサービスを提供します。

価格 38%

安佐南区津
アグリ アシストとも

耕作放棄地や休耕地を農業施設として活用する取り組みを推進し、地域住民との連携により安心して暮らすための支援を行います。

価格 18%

安佐南区高取町
タウン・サポート平和台

地域での各種課題の解決を目的として、地域住民との連携を目的として、コミュニティ活性化を推進します。

価格 27%

東区牛田南町
うたのたのクラブ

子どもたちに多様な教育の機会を提供するために、半信支援を目的に子ども会を実施しています。

価格 7%

南区牛田
牛田サポートネット ほおすき

学童クラブ、児童会と協力して困りごとを支援するサービスを行う。住民同士が支えあう仕組みづくりを行います。

価格 33%

佐伯区河内南
サロンド・ワーク影

高齢者等誰もが気軽に集えるカフェ・サロンを中心に、困りごとや悩みを共有し、互いに支えあえる場づくりを実施します。

価格 6%

佐伯区津和野町
下五原助産所

ずっと地域で産科を運営するために、生活の困りごとや産科と連携し、産科と連携して地域の交流促進、活性化を推進します。

価格 6%



凡例

農	園	福祉施設
困	サ	サロン
食	伝	伝
子	町	町内会等
場	障	障がい者
イ		イベント

※各団体構成費の人数は令和3年9月31日時点です。

京丹後市 協同労働推進事業



京丹後市版の小規模多機能自治組織 「新たな地域コミュニティ」とは

3 新たな地域コミュニティ

年齢や性別に関係なく誰もが関わりやすい地域運営の仕組みをつくり、活動人口を増やし、多彩な活動を行うことを通して、元気で楽しく住みやすい地域を作っていく、京丹後市ではこの考え方を「新たな地域コミュニティ（新コミュ）」として推進していきます。

「20年後こんな地域でありたい」、「私にはなにができるだろう」、地域のありたい姿を思い描きながら、持続可能な地域づくりに向けて一緒に取り組みを進めていきましょう！



協同労働との親和性が高い

京丹後市 協同労働推進事業



新規

協同労働推進事業 ～支え合い活動のソーシャルビジネス化の推進～



令和4年度予算額：290万円



労働者協同組合制度の活用支援など、協同労働に取り組む意欲ある地域や団体を総合的に支援

※【協同労働】…「出資・経営・労働」を三位一体にした働き方で、地域住民が主体的に参画しながら多様な地域課題を事業化することで解決を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するもの。

1. 背景

- (1) 令和4年10月に労働者協同組合制度が施行。地域課題の解決を事業化することに適した法人格が誕生する
- (2) 市内にはこの制度活用を検討している地域や団体があり、特に人的支援を望んでいる（令和3年10月24日協同労働研修会時の調査より）
- (3) 新たな地域コミュニティ組織で若者や女性に関わるプロジェクトづくりを進めている

2. 目的

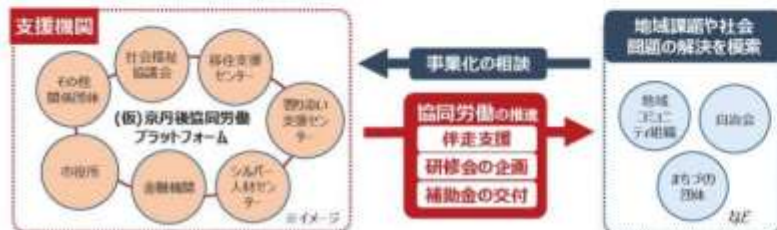
- ・ 協同労働などビジネスの手法を用いて地域課題や社会問題を解決する地域事業を推進
- ・ 令和4年10月に施行される労働者協同組合の制度活用を進めるなど、意欲ある地域や団体を総合的に支援

3. 事業内容

- 協同労働推進業務委託料 110万円
 - ・ 協同労働や労働者協同組合に関する相談対応
 - ・ 団体及び地域の伴走支援 など
 - ・ 研修会の企画・運営（年6回程度）
- 協同労働事業支援補助金 180万円
 - ・ 上限30万円/年（補助率1/2）
 - ・ 最大3年間の支援、R4年度は6団体を想定

4. 事業化イメージ

- 「（仮）京丹後協同労働プラットフォーム」を設置し、協同労働を推進
- この支援機関の人的支援と財政支援により、地域の取り組みを総合的に推進



5. 事業イメージ

- ・ 子育て支援
- ・ 高齢者介護
- ・ 障がい者支援
- ・ 廃校活用
- ・ 空き店舗活用
- ・ 農地・山林活用
- ・ リサイクル、製造業
- ・ 清掃、設備メンテナンス
- ・ 移動支援
- ・ 緑化、剪定
- ・ 事業継承 など



6. 想定される効果

- ・ 地域が自ら稼ぎ、仕事として、持続的に地域課題を解決
- ・ 地域資源を活用した地域密着型事業の創出（資源の循環・雇用創出）
- ・ 地縁組織との連携により、地縁組織の負担軽減や自治機能の強化につなげる

京丹後市 協同労働推進事業



京丹後市新たな地域コミュニティ推進事業



2022年10月1日労働者協同組合法 施行 /

自分ごととして関わる・つながる

まちづくり研修会

～地域づくりを仕事にする方法～

8/11
(木祝)

13:30～15:00

参加無料

- ☑ 峰山総合福祉センター
京丹後市峰山町杉谷691
- ☑ オンライン (ZOOM)

※定員 80人、参加には事前の申し込みが必要です。
※学習会後の個別相談にも対応します。

いずれかご選択いただき、
申し込みフォーム、もしくは
下記のお問い合わせ先電話番号に
お申込みください。



協同労働～地域づくりを仕事にする、新しい働き方

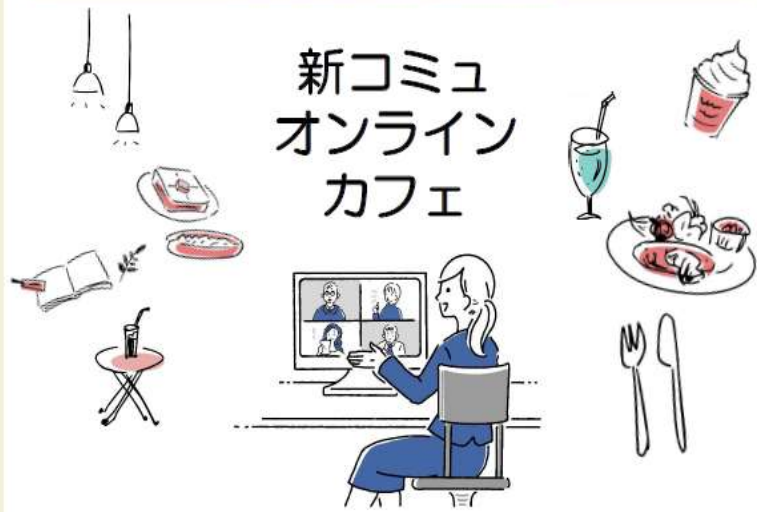
登壇者

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

理事長 古村伸宏 氏



令和4年度 京丹後市協同労働推進事業



新コミュ オンライン カフェ

しゃべって、聞いて、つながる
仲間づくり

「労働者協同組合法」が令和4年10月に施行されます。
これは、地域課題に対して、みんなで出資し、自分の意見を事業に
反映させながら共に働く、新しいまちづくりの組織形態です。
日頃から活動されているNPOやボランティア団体、自治会の皆さん
だけでなく、これから地域のために活動したい！と考えておられる方も
みんなで集まって地域の未来を話し合いませんか？

- 第1回 7月21日
- 第2回 8月25日
- 第3回 9月22日
- 第4回 10月27日
- 第5回 11月24日
- 第6回 12月22日
- 第7回 1月19日

オンライン (ZOOM)
時間：19時00分～20時30分



申し込みはこちら

皆に自分たちの活動を知ってほしい、話したい
という団体さん・個人さんも同時募集中です。

主催：京丹後市（企画運営：企業組合労協センター事業団）
問い合わせ：地域コミュニティ推進課 Tel.0772-69-1050
企業組合労協センター事業団 Tel.080-8333-8137

令和4年度 京丹後市協同労働推進事業

まちづくりを仕事にする新しい働き方

協同労働・まちづくり講座

場所：峰山総合福祉センター

（京丹後市峰山町杉谷691）

参加無料

時間：19:30～21:00

※当日参加も可能ですが、コロナ感染予防の観点から人数制限させていただきます。
場合もありますので裏面のフォームから事前の申し込みをお願い致します。

<コーディネーター>

日本労働者協同組合【ワーカーズコープ】連合会理事長 古村伸宏氏

「協同労働」を活用し、地域の未来を考え、新たな地域
づくりの手法を共に学ぶ講座です。

第1回

9/14
(水)

第2回

10/19
(水)

第3回

11/16
or 21
()



主 催：京丹後市（企画・運営：企業組合労協センター事業団）
お問合わせ：企業組合労協センター事業団 Tel.080-8333-8137

Mail tango@roukyou.gr.jp

月刊「地域づくり」(地域活性化センター、2021年9月号)

特集「ワーカーズコープで活性化する地域コミュニティ」



ワーカーズコープで 活性化する地域コミュニティ

地域づくり 特集編

目次

- | | | | |
|-------|--------------------------------------|-------|------------------------------------|
| 02-05 | 宮城県 広井良典
ワーカーズコープと地域づくり | 10-15 | 兵庫県豊岡市 / 上村俊雄
若者主体の持続可能な地域づくり |
| 06-07 | 北海道札幌市 / 石本孝子
みんなの「やっつきたい」がかなう場所 | 20-21 | 兵庫県尼崎市 / 馬場義典
仕事と遊びで商店街に賑わいを |
| 08-09 | 宮城県登米市 / 竹森幸太
多様な人たちの働く場をつくる | 22-23 | 兵庫県赤松市 / 林本俊夫
仕事おこし居場所づくり |
| 10-11 | 埼玉県ふじみ野市 / 牧野 玲
人、しごと、支え合いでつなげる地域 | 24-25 | 広島県広島市 / 水野定一郎
「協同労働」ってなに? |
| 12-13 | 千葉県船橋市 / 堀地 謙
働く場創出から困窮者支援まで | 26-27 | 愛媛県西予市 / 村上尚俊
移住した若者たちによる共同農業 |
| 14-15 | 東京都新宿区 / 長子 晶
まち全体を学びの場へ | 28-29 | 鹿児島県指宿市 / 瀬戸川麻衣
地域の困りごとを地域の人たちと |
| 16-17 | 愛知県豊田市 / 藤平貴子
外国人と共に生きる地域 | 30-31 | 新潟県上越市 / 吉村博史
持続可能な活力ある地域社会の実現へ |

2021年9月1日発行 編集・発行一財団法人地域活性化センター ©2021 gnt.jp
東京都中央区日本橋2-4-4 日本橋メディアビル10階 電話 03-6209-0131 (代) https://www.gnt.jp/ 印刷・製本 株式会社リテック社

本誌は、全くの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです



ワーカーズコープで活性化する地域コミュニティ



③ 宮城県登米市 (p8-9)
田んぼの集校プレーパーク



④ 北海道札幌市 (p6-7)
「和風園々」の外観



① 千葉県船橋市 (p12-13)
子ども食堂の様子



⑤ 埼玉県ふじみ野市 (p10-11)
機能訓練の一環で干し柿作り



⑥ 愛知県豊田市 (p16-17)
ケアセンターほみの初任者研修の様子



⑧ 東京都新宿区 (p14-15)
TDU・早稲大学の美術講座の様子



⑦ 兵庫県豊岡市 (p20-21)
押しチャリンピック集会写真



② 兵庫県豊岡市 (p18-19)
森林整備の作業



⑨ 広島県広島市 (p24-25)
アグリアシストともの活動



④ 高知県高知市 (p22-23)
しいたけ栽培の様子



⑦ 鹿児島県指宿市 (p28-29)
たくさんの参加者があった子ども食堂



① 愛媛県西予市 (p26-27)
会社の看板を囲むスタッフ

ひきこもりVOICE STATION(厚生労働省)



ひきこもり
経験者が働きやすい
ワーカーズコープ?



ひきこもり
VOICE
STATION

#8

ひきこもり経験者や生きづらさを抱えた人たちが、安定した仕事につけるその組織とは？

構成担当山田英治(社会の広告社)が、ひきこもり経験者であり、現在はマネージングの立場で仕事に関わる岩佐哲也さんと、ひきこもり経験があり、身体に障がいをお持ちの斉藤千恵さんにお話を伺いました。

<https://youtu.be/qxUG0w6WTXY>

具体的な設立・組織移行の相談



- ≫ **高齢者の生きがいある仕事**や地域の**生活支援**、**社会貢献**の仕事（新温泉町、静岡市、奈良市、一宮市）
- ≫ **障がい者**や**若者**の就労（鳴門市、板橋区、大宮市、川口市、武雄市、石巻市、三次市、大野城市、熊本市）
- ≫ **マルシェ**（諸積、内子町）、**協同売店**（若狭路、上毛町）、**子ども食堂**（越谷市、北上市、練馬）、**カフェ**（津和野市）
- ≫ **協同住宅**（多摩市、日田市）、**農泊**（伊那市）、児童養護施設退所後の**シェアハウス**（江東区）
- ≫ ヘルパー主体の**訪問介護**（福岡市）、利用者本位の**デイ**（多治見、秋田市）、**理学療法士**の地元起業（大分）、利用者主体の**障がい児デイ**（奈良市、春日市）、**農福連携**（枚方市）、**葬送事業**（江戸川区）
- ≫ **竹林整備**（福岡市）、有機肥料による付加価値ある**新しい農業**（佐倉市）、**養豚と太陽光発電を組み合わせ**た既存の事業を移行したい（豊頃町）、**森のようちえん**（川崎市）、**会員制野菜等宅配**（上田市）
- ≫ **フリースクール**（信濃町）、**フォルケホイスコーレ**（東川町）個人を尊重する民主的な**学びの場**
- ≫ **移住者**で地域再生（美瑛町）、**公衆浴場**の継続（中頓別町）、**里山再生**（田村町）、**緑化**（世田谷区）
- ≫ **社労士・行政書士**自らも協同労働（台東区）、**司法書士**（豊中市）、**中小企業診断士**（多摩市）
- ≫ **PCUサイクル**（宮古市、墨田区）、**陸運事業**（八王子）、**ワーケーション**（千曲市）、**ワイナリー**（海士町）
- ≫ **デジタルプラットフォーム**（東京）、**出版関係**（千代田区）、利用者中心の**商品開発**（中央区）
- ≫ **歯科**（首都圏）、**鍼灸マッサージ**（首都圏）治療に留まらない住民主体が地域で支え合う**予防医療**
- ≫ **俳優**（東京）、**劇団**（三鷹市）代表高齢に伴い興行や会館運営を労働者協同組合に継承したい。

具体的な設立・組織移行の相談



<p>—地区社協の活動から設立準備中—</p> <p>■あけぼの橋クラブ（静岡県静岡市、学区社協）</p> <p>労福協元会長が中心となり、地区社協で2年かけて14名の仲間を集め、協同労働団体の設立を目指す。生活支援、緑化支援、移送事業の3部門を地区社協の事業として進め、自治会の子承を取りながら、地域と丁寧な折り合いながら進める。2022年4月立ち上げを目指している。</p>	<p>—共同売店を運営する自治会から設立準備—</p> <p>■狩股地区自治会（沖縄県宮古島、自治会）</p> <p>「小さな拠点づくり」を進めるランドブレインが行う地域住民による地域課題解消の取り組み。女性3人を中心に、自治会が運営する共同売店と連携した地域食堂や総菜づくりの仕事おこしを、県の補助金なども活用しながら自治会と共に検討中。自治体及び中心となる女性3人と協同労働の学習会実施。</p>
<p>—障がいなど困難を抱える方や親が集い設立—</p> <p>■ライフワークインボ（長野県信濃町、NPO法人）</p> <p>3人で準備会を発足し、多様な人が尊厳をもって働ける場の設立を目指す。毎月の準備会に参加者が徐々に増加。ビジョンや事業計画を何度も話し合い、10か月でNPO法人設立。ナチュラルハウスクリーニング、葉草栽培、フリースクール、放課後等デイサービスなど実施。</p>	<p>—市民とコーディネート団体で設立—</p> <p>■シモキタ園藝部（東京都世田谷区、一般社団法人）</p> <p>小田急電鉄より依頼を受けたランドスケープデザインFOLKが、コーディネートし48人の市民で多様な園芸活動する団体が生まれる。線路跡地の緑化管理などの業務受託に伴い法人化を求められ、出資・経営・従事の協同労働を取り入れた一般社団法人を設立。</p>
<p>—医療法人社団から設立準備—</p> <p>■きょうどう歯科（東京都渋谷区、医療法人社団）</p> <p>労働者協同組合を志向し10年前に設立。4診療所20名の職員がフラットな関係で患者を中心とした治療を行う。自分たちの労働条件なども話し合いで運営。労働者協同組合法成立に伴い、全職員で設立に向けて理念、事業計画、出資金・資金繰りなど検討中。</p>	<p>—株式会社から独立して設立—</p> <p>■User Centerd Inovation Lab（東京都中央区、合同会社）</p> <p>利用者を中心とした商品開発やイノベーションを企業向けに提供。労協法のオンライン学習会に参加し、協同労働に共感。ワーカーズコープと懇談を重ねる。株式会社の働き方から、自分たちの想いを実現できる働き方に移行を本社に求め独立。</p>



労働者協同組合法を活かす分野・テーマ・政策



■「完全就労社会」

- ・就労困難な人々の仕事づくり・働く場づくり
- ・新しい職業訓練、既存の職業訓練のアレンジ、中小企業の職場づくり支援、学校における働く学び

■「多様な学び・育ち」

- ・「主体的・対話的・深い学び」「体験・体感」を重視する学びの場づくり…森のようちえん
- ・「オルタナティブ・デモクラティック」な学びの場づくり…フリースクール、ホームベースドエデュケーション

■「地域自治」(継業の促進、コミュニティづくりの推進)

- ・「小規模多機能自治推進」のツール、新たなコミュニティづくり、地域文化の継承と新たな位置づけ

■「地域福祉」

- ・地域共生社会と包括的・横断的な福祉実践、施しの福祉から双方向で広がりを持った「ケア」へ

■「地域環境・産業」

- ・第1次産業の本質的な位置づけ直し、掛け合わせ(×教育、福祉、健康、文化…)
- ・「継業」「集落営農」など、地域の歴史・文化・伝統を継承し発展させるために
- ・気候危機と防災を重視する産業(自然・再生・循環型のエネルギー、小農・小規模林業、非市場・非貨幣)

■「新しい経済」

- ・大きさから循環へ、身近な資源の活用循環、手作り、贈与、コミュニティづくり
- ・継業と地域資源の保全・継承・活用

■「若者」「女性」「高齢期」

- ・新しい働き方による活躍の場づくり、子ども若者の未来創造、ジェンダーギャップ解消、高齢期の位置づけ

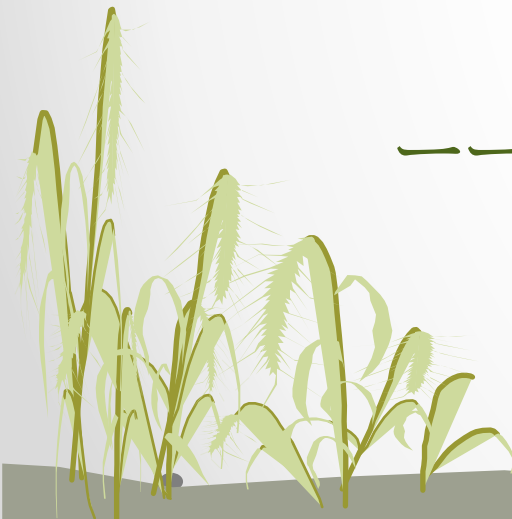
労働政策を分母とする地域政策の立案・展開



福祉政策 産業政策 環境政策 教育政策
コミュニティ政策 文化政策 自治政策 平和政策・・・

労働政策としての協同労働・労働者協同組合
共生政策としての協同労働・労働者協同組合

労働観 人間観 社会観 生命観



コミュニティづくりのツールとしての協同労働



- ・これまでのコミュニティの崩壊(家庭、学校、会社、地域)
- ・人口の移動と偏重(人間の三世代構造の崩れ、都市と農山魚村)
- ・社会保障制度の必要(年金、医療、介護、子育て…)

明治以降の社会づくりの基本コンセプトは、欧米に追い付き追い越す
富国強兵(植民地主義への対抗)、殖産興業(資本主義経済の導入)
「工業化」の流れの中で、「画一化」(特に学校教育)、
「都市化」(工業地帯形成)が進み、コミュニティの解体が加速した

「協同労働」は、多様な人々の活躍する仕事と職場を創出し、
多様なコミュニティづくりと地域の生活に不可欠な仕事づくりをつなぎ直す

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

文字サイズ 小 中 大 Google 検索

地域共生社会とは

取組事例

地域共生社会の実現に
向けた取組の経緯

重層的支援体制
整備事業について

他分野との連携

関係規定
研修資料等

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が

世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

文字サイズ

地域共生社会とは 取組事例 地域共生社会の実現に向けた取組の経緯 重層的支援体制整備事業について **他分野との連携** 関係規定 研修資料等

他分野との連携

ホーム > 他分野との連携

各地域において地域共生社会の実現を目指した取組を進める際には、地域共生社会の定義にもあるように、福祉分野の政策だけでなく、地方創生、まちづくり、教育など、地域の持続を高める施策との連携を意識することが重要です。

以下に、他省庁等が実施している「地域をターゲットにした施策」等のリンク先の一部についてお知らせします。

社会保障全般

- 未来の社会の安心のために**

少子高齢化をはじめとする社会・経済のさまざまな変化に対応し、人々の安心を確保するための社会保障制度の機能強化に向けて取り組んでいます。

[詳しくはこちらから](#)
- 労働者協同組合**

「労働者協同組合」とは、組合員による出資・意見反映・労働が一体となった組織であり、多様な就労の機会の創出を促進するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する新しい法人です。

※労働者協同組合法（令和2年法律第78号。令和4年10月1日施行。）

[詳しくはこちらから](#)

地域共生社会 他分野との連携

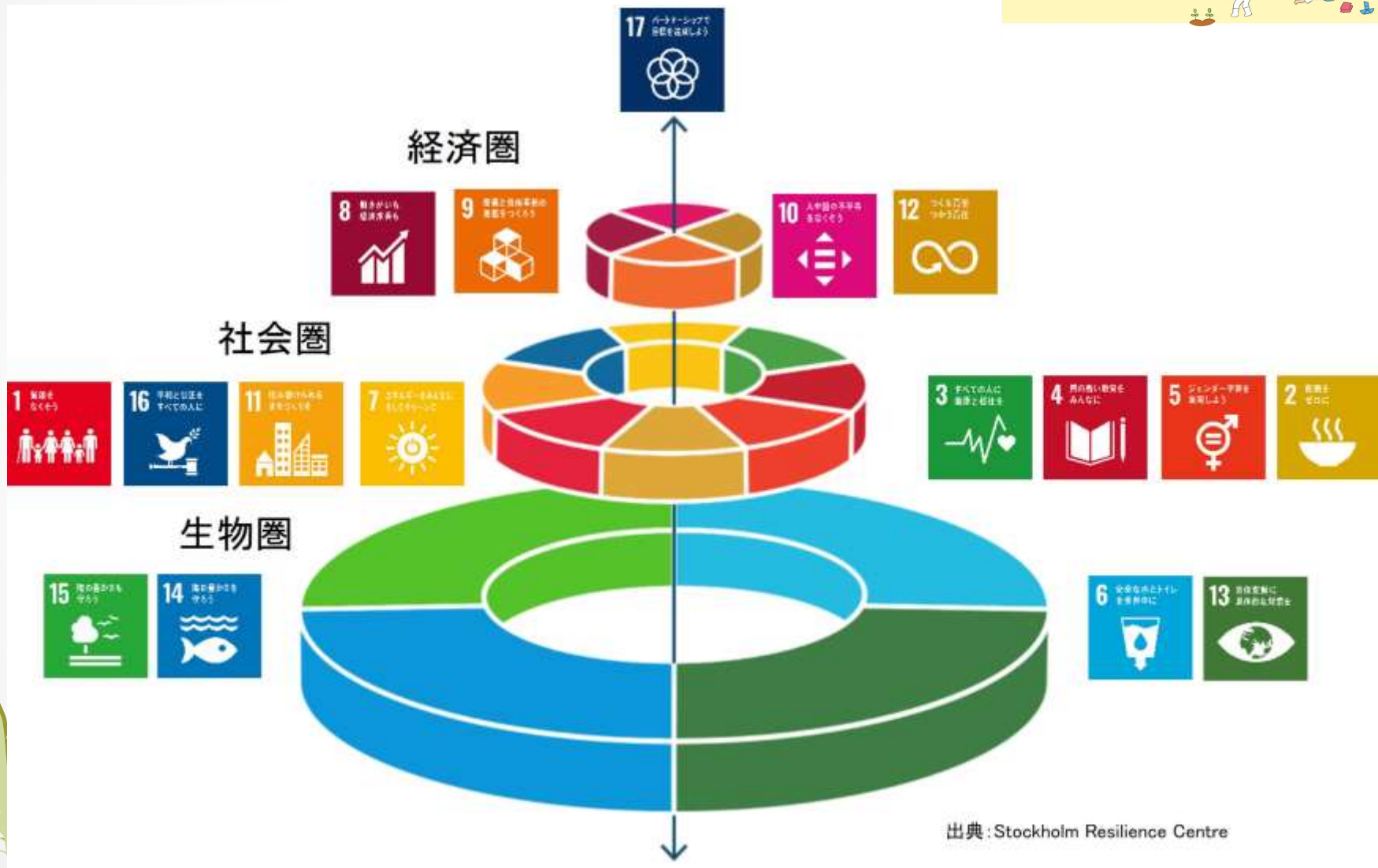
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/renkei/>



- 厚生労働省 社会保障全般、**労働者協同組合法**
- 農林水産省 食育の推進、農福連携、(農村RMO)(森林環境譲与税)
- 総務省 関係人口、ふるさとワーキングホリデー、地域おこし協力隊
- 内閣府 地方創生、小さな拠点、地域運営組織の形成
- 文部科学省 子どもの貧困対策の推進、(主体的・対話的な深い学び)
- 国土交通省 都市再生、(グリーンインフラ)
- 環境省 地域循環共生圏、(30by30、OECM)
- 国連 持続可能な開発目標(SDGs)

地域共生社会・地域循環共生圏、地方創生などに労働者協同組合法を活用
上記の制度・政策に労働者協同組合法の活用が有効である可能性

協同労働とSDGs



出典: Stockholm Resilience Centre

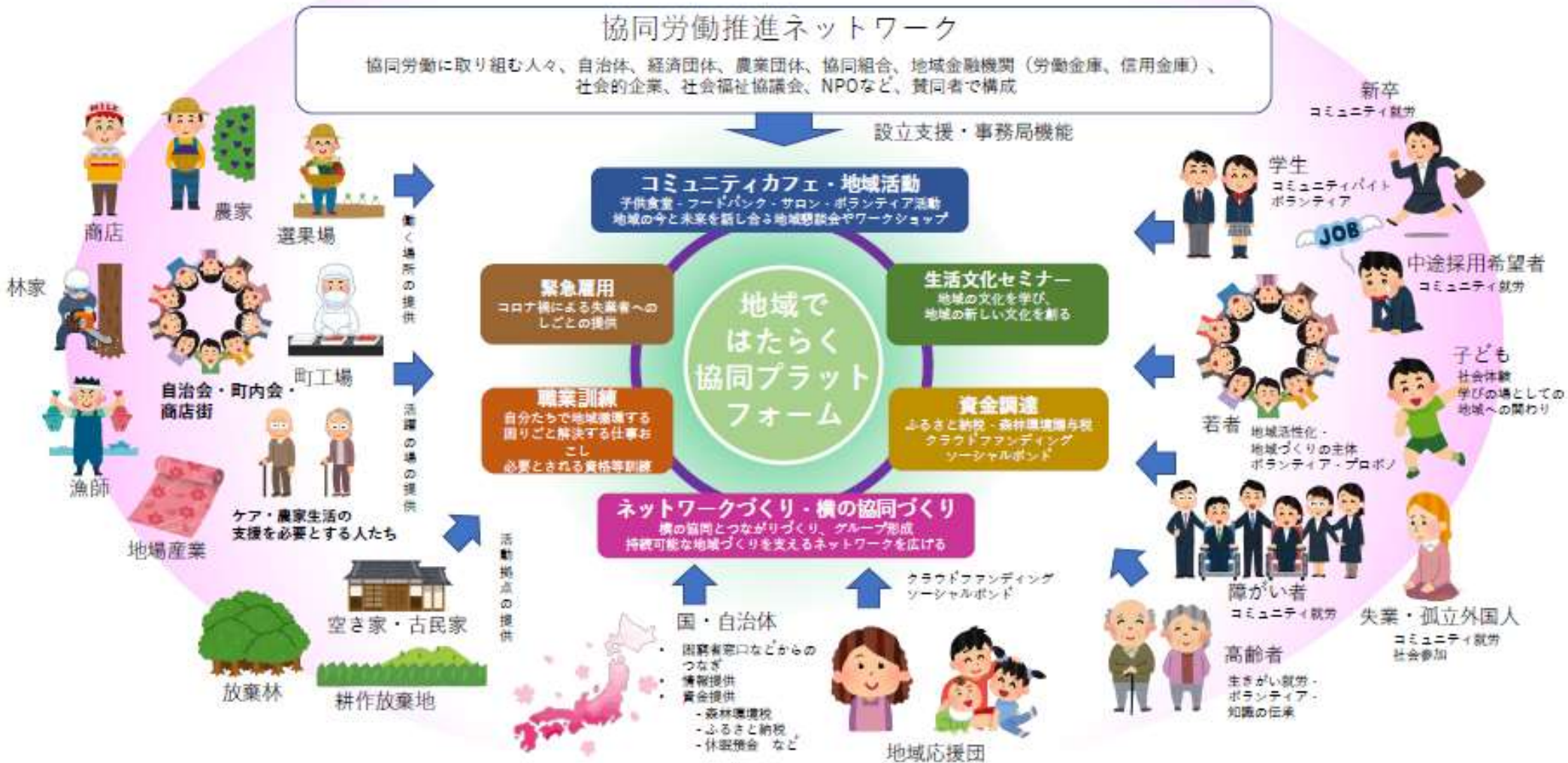
図: SDGs ウェディングケーキモデル



協同労働を推進するネットワーク



共生の地域社会・地域循環経済



地域の文化的基盤としての「協同労働」



- 働くこと・くらすこと・生きることを、切り離さず一つに結ぶ
- 一人ひとりの個性を活かし、主体性を高め、多様性を認め合い、協同性を育む
- 人と地域の豊かさを高める「よい仕事」を探求する
- 「協同」と「共生」の感性を高め、その作法を磨く
- 地域に暮らし働く人たちの「幸福度」を高める
- 職場を「コミュニティ」として育み、地域に「無数のコミュニティ」を創出する

協同ではたらくガイドブック—実践編—

一般社団法人協同総合研究所発行



これまでワーカーズコープが培ってきたノウハウを一冊にまとめました。

わたしたちが暮らす地域で、わたしたちに必要な仕事を、わたしたち自身がおこなう。

協同労働やワーカーズコープへの注目が集まる中、実際に立ち上げるために必要な手続きや法制度の中身について解説しています。ご関心のある方はお気軽にご注文ください。

第1章 新しい働き方をつくろう

第2章 実践的に考えてみよう

第3章 労働者協同組合を設立しよう

第4章 協同労働を実践する労働者協同組合の紹介

〈資料〉・各種法人格の違い

・定款の基本

・協同労働の協同組合の原則

2021年12月1日発行

発行・制作 一般社団法人 協同総合研究所

定価:1,100円(税込)

B5判・全80頁

<https://jicr.roukyou.gr.jp/202110271823/>

<必要>から始める仕事おこし 「協同労働の」可能性

岩波ブックレット



暮らしや地域に必要な仕事は自分たちで立ち上げよう! 働く者たちが自ら出資して仕事をおこし、経営にも携わる。労働者協同組合法が成立し、いま「協同労働」という新しい働き方が広がろうとしている。行き詰る日本の雇用や労働の問題を浮き彫りにしながら、「協同労働」の意義や具体的な実践を検証し、その可能性を探る。

2022年2月4日発行

著者 日本労働者協同組合連合会 編

定価:682円(税込)

A5・並製・88頁

<https://www.iwanami.co.jp/book/b599105.html>

日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会ホームページ

<https://jwcu.coop/>

新しい働きかた図鑑

<https://workstyle.roukyou.gr.jp/>

